

部長及び参事官

殿

所 属 長

少年発第324号

(警務、生企)

平成27年12月28日

30年保存(口訓)

本 部 長

【沿革】平成28年3月25日少年発第100号改正
平成31年2月18日少年発第51号改正
令和2年3月27日少年発第111号改正
令和4年3月29日少年発第124号改正
令和4年12月20日少年発第237号改正

高知県警察スクールサポーター活動要綱の制定について(通達甲)

高知県警察スクールサポーターについては、「高知県警察スクールサポーター活動要綱の制定について(例規)」(平成20年3月19日少年発第86号。以下「旧例規」という。)に基づき活動しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察スクールサポーター活動要綱」を定め、平成28年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の運用の開始の際、旧例規に基づき交付されているスクールサポーター証は、この通達甲に基づき交付されたスクールサポーター証とみなすものとする。

別添

高知県警察スクールサポーター活動要綱

第1 趣旨

この要綱は、高知県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

スクールサポーターは、少年の非行防止及び健全育成を図るため、学校と地域とのパイプ役として、児童等に対する非行・犯罪被害防止教育の指導支援、量販店等に対する防犯指導、学校等における児童等の安全確保、少年の非行防止活動、地域安全情報等の把握及び提供、広報啓発活動等を行うことを任務とする。

第3 スクールサポーターの任免等

- 1 任免は、「会計年度任用職員運用要領の制定について（通達甲）」令和2年3月27日警務発第188号。以下「会計年度任用職員運用要領」という。）のとおり本部長が行い、その配置所属は会計年度任用職員運用要領第2に定める辞令に記載することにより命ずるものとする。
- 2 任用したスクールサポーターについては、配置先所属長（以下「所属長」という。）において別記第1号様式のスクールサポーターカード1通を作成して所属で保管するとともに、その写しを作成し、少年課を経由して本部長に報告すること。

第4 勤務時間

スクールサポーターの勤務時間は、次の基準に基づき所属長が定める。

- 1 週29時間勤務（月曜日から金曜日において週5日、うち4日は1日5時間45分勤務、うち1日は6時間勤務）とする。
- 2 スクールサポーターの勤務基準は次の表のとおりとし、所属長は勤務基準に従ってスクールサポーターの勤務を指定するものとする。

勤務形態（1日）	勤務別	勤務時間（1時間の休憩時間を含む。）
5時間45分勤務	A勤務	午前7時30分から午後2時15分まで
	B勤務	午前8時30分から午後3時15分まで
	C勤務	午前10時30分から午後5時15分まで

6 時間勤務	D 勤務	午前 7 時30分から午後 2 時30分まで
	E 勤務	午前 8 時30分から午後 3 時30分まで
	F 勤務	午前10時15分から午後 5 時15分まで

- 3 2にかかわらず、所属長が必要であると認めたときは、スクールサポーターの勤務時間を変更することができるものとする。

第5 活動内容

スクールサポーターが行う活動は、次のとおりとする。

1 児童等に対する非行・犯罪被害防止教育の指導支援

学校等において行う非行・犯罪被害防止教室、薬物乱用防止教室等の指導支援

2 量販店等に対する防犯診断及び防犯指導

入口型非行の被害対象となるおそれのある量販店、駐輪場等に対する防犯診断及び防犯指導

3 学校等における児童等の安全確保

教職員、スクールガード・リーダー、少年警察ボランティア等と連携した学校内、通学路等における合同パトロール、児童虐待、いじめ等の学校生徒等による問題行動の早期把握

4 少年の非行防止活動

- (1) 教職員、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動
- (2) 学校周辺における有害環境の浄化活動
- (3) 関係機関等と連携した活動

5 地域安全情報等の把握及び提供並びに広報啓発活動

- (1) 不審者情報及び非行等に関する情報の把握及び提供
- (2) 入口型非行防止街頭キャンペーン等の広報啓発活動

6 特別活動

所属長が特別に命じた活動

第6 活動上の留意事項

スクールサポーターは、会計年度任用職員運用要領に定めるもののほか、その活動に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 その職の信用を傷つけ、又は警察職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- 2 活動に当たっては、親切丁寧を旨とし、地域住民及び関係者の理解と協力

が得られるように努めること。

3 勤務時間中は、職責を自覚し、その職務遂行に専念すること。

4 パトロール活動、街頭補導活動等に従事する場合は、受傷事故の防止に努めること。

第7 服装等

1 服装

スクールサポーターの勤務中の服装は、端正なものとする。

2 スクールサポーター証

(1) 本部長は、スクールサポーターに対し別記第2号様式の高知県警察スクールサポーター証（以下「スクールサポーター証」という。）を交付するものとする。

(2) スクールサポーターは、勤務中、スクールサポーター証を携帯し、関係者からの要求があったときはこれを提示しなければならない。

(3) スクールサポーターは、交付を受けたスクールサポーター証を亡失、盗難又は毀損したときは、直ちに所属長を通じて本部長に再交付を依頼するものとする。

(4) スクールサポーターは、その身分を失ったときは、速やかにスクールサポーター証を所属長を経て本部長に返納しなければならない。

第8 教養

所属長は、スクールサポーターの職務能力の向上を図るとともに適正かつ効率的な執務が行われるために、スクールサポーターとしての心構え、その職務に関し必要な基礎的知識、各種事務処理要領、各種書類作成要領、受傷事故防止要領に係る指導教養その他必要と認める指導教養を行うものとする。

第9 指導監督

所属長の指導監督は、県本部にあっては少年サポートセンター所長、署にあっては生活安全（刑事生活安全）課長を通じて行うものとする。

第10 活動計画、報告等

1 活動計画

所属長は、スクールサポーターの翌月の活動計画を毎月25日までに定め、スクールサポーターに示すものとする。

2 活動報告等

(1) 活動報告

ア スクールサポーターは、勤務日の取扱事務について別記第3号様式のスクールサポーター活動日誌に記載し、所属長に報告しなければならない

い。

イ スクールサポーターは、当月の活動状況について別記第4号様式のスクールサポーター活動状況表により翌月5日までに所属長に報告しなければならない。

ウ 所属長は、当月のスクールサポーターの活動状況を別記第5号様式のスクールサポーター活動報告書により翌月10日までに少年課を経由して本部長に報告するものとする。

(2) その他の報告

ア スクールサポーターは、その活動を通じて重要又は特異な情報を得たときは、別記第6号様式のスクールサポーター情報により所属長に報告するものとする。

イ アの報告を受けた所属長は、その内容等から必要があると認めるときは、少年課を経由して随時本部長に報告するものとする。

(別記様式省略)